号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同号イ及びロ中「準備金の額」に、「「公告」を「「公告及び通知」に、「第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第二百十一条の六十三に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項」に、「第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第二百十一条の六十三に規定する金額が、旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第三項」に、「移転先会社が認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要する者に限る。）である場合には、移転対象契約に係る責任準備金に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書」を「削除」に、「同項第十四号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と」を「同項第十三号中「前号」とあるのは「第十二号」と、「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同項第十五号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社（認可特定保険業者を除く。）」と、同項第十七号及び第十九号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、規則第二百十一条の六十四の二中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、同条第二号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同条第四号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社（認可特定保険業者を除く。）」と」に、「、規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」と、」を「、規則第二百十一条の六十二第七号、規則第二百十一条の六十四第二項第十四号、同項第十八号及び第二百十一条の六十四の二第五号の規定は適用しない」と、」に、「同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」を「同条第二項中「限り、法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる書類）を添付しなければならない」と、同項第三号中「移転会社及び移転先会社」に、「第百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百三十七条第四項」と、同項第十四号」を「第百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第三項」と、同項第十九号」に改め、「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び」を削り、「規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」とあるのは」を「同項第十八号の規定は適用しない」とあるのは」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の保険業法施行規則第八十九条の三、第百五条の五の四、第百六十七条の三及び第二百十一条の六十三の二の規定は、この府令の施行後にされる保険業法（以下「法」という。）第百三十七条第一項（法第二百十条第一項（法第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による公告に係る保険契約の移転又は法第百七十三条の四第二項の規定による公告に係る保険契約の承継について適用し、この府令の施行前にされた法第百三十七条第一項（法第二百十条第一項（法第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による公告に係る保険契約の移転又は法第百七十三条の四第二項の規定による公告に係る保険契約の承継については、なお従前の例による。

（保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三条　保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令附則第二条第一項から第三項までの規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。

附則第十五条の見出し中「包括移転」を「移転」に改め、同条中「第二百十一条の六十三の規定の適用については、「法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする」とあるのは「に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする」と、規則第二百十一条の六十三中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項」に、「第百三十七条第四項」」を「第百三十七条第三項」」に改める。

附則第十六条中「同条第二項第三号」を「同条第二項中「限り、法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる書類）を添付しなければならない」とあるのは「限る。）を添付しなければならない」と、同項第三号」に、「第百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項及び第三項」に、「第百三十七条第四項」と、同項第十四号」を「第百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項」と、同項第十九号」に改め、「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び」を削り、「規則第二百十一条の六十四第二項第十三号」を「同項第十八号」に改める。

附則第二十二条中「吸収分割会社又は新設分割会社が会社分割により承継させる保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、会社分割により保険契約を承継する保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び」を削り、「同項第九号」を「同項第六号ニ、第九号」に改める。